

地方自治体の無料職業紹介権限の強化

平成25年6月21日

全国知事会

埼玉県知事 上田 清司

ハローワークをめぐる主な検討経過

H20.12. 8 地方分権改革推進委員会第2次勧告

- ・地方自治体が行う無料職業紹介を、国に準ずるものとして法律上位置付け
- ・ハローワークのシステム・端末を地方の職員が利用

H22. 7.15 全国知事会報告書「国の出先機関原則廃止に向けて」とりまとめ

- ・最重点分野としてハローワークの早期移管を要請

H22.12.28 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」閣議決定

- ・国の職業紹介等の事務と地方の福祉相談等の事務を、自治体主導の下、一体的に実施することを可能に（自治体からの特区提案にも誠実に対応）
- ・国と地方の事務の一体的実施を3年程度行い、その成果と課題を検証し、権限移譲を検討

H23.12.26 地域主権戦略会議が「ハローワーク特区」の実施方針を決定

- ・東西1か所ずつで試行

H24.10. 1 埼玉・佐賀県でハローワーク特区開始

- ・協定に基づき、知事は労働局長に必要な指示をすることが可能

ハローワーク移管を求める全国知事会の主張

(平成22年11月10日 全国知事会資料「ハローワークは地方移管でこう変わる」より)

ハローワーク地方移管のメリット

1. 就職だけでなく必要な支援を身近な場所で受けられる

福祉、住宅など求職者にとって真に必要な支援をワンストップで提供

2. 雇用創出から人材育成まで一貫した雇用政策を展開できる

雇用を生み出す産業の育成、それを担う人材の育成まで一貫した政策を展開できる

3. 弾力的な人員配置で利用者サービスを向上

他部局から応援職員を配置し、相談窓口の待ち時間をスピーディに改善

さらに…

地方は

住民監視の目が届きやすい

行革の実績も国を上回る

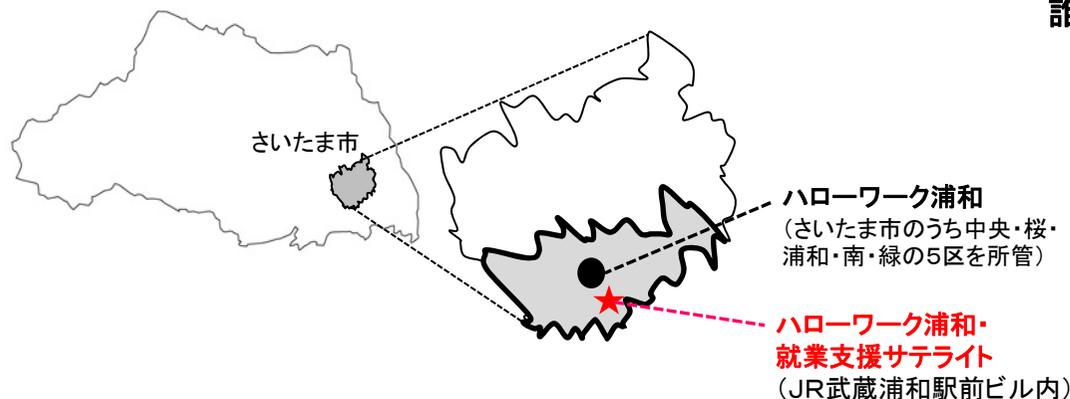


事務の効率化や

組織のスリム化も実現

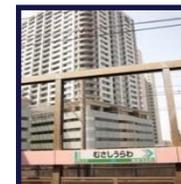
埼玉におけるハローワーク特区の取組

H24.10.29 「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」開設



誰でも気軽に使える利便性を徹底追求

- ①平日19時まで営業
- ②子ども連れでも安心
(授乳室・キッズスペース完備)
- ③主要駅から3分の好アクセス

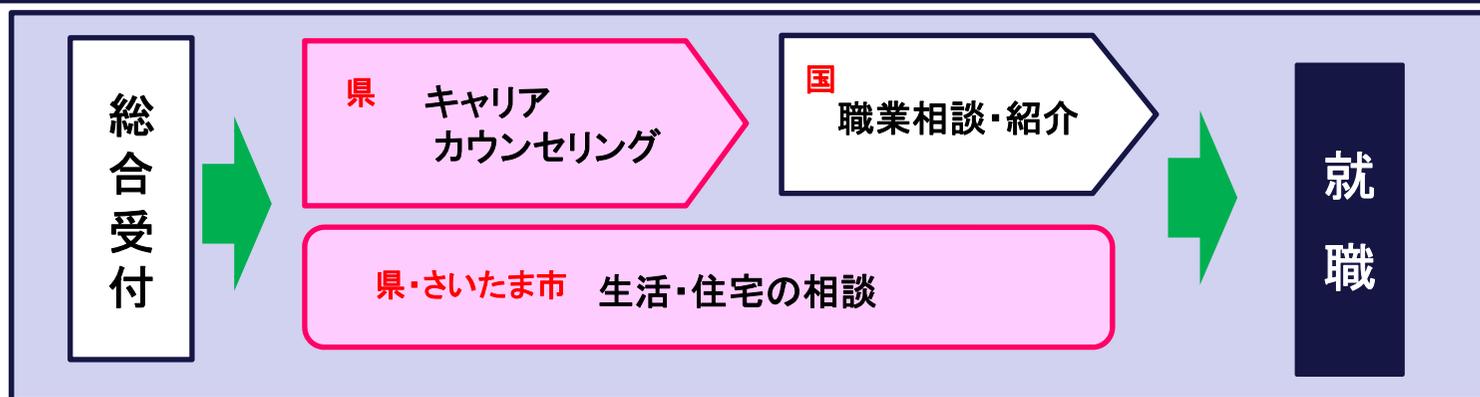


アクセスのよい駅前ビルで平日19時まで営業



マザーズコーナーのキッズスペース

■ カウンセリングから職業紹介、生活相談までワンストップ支援

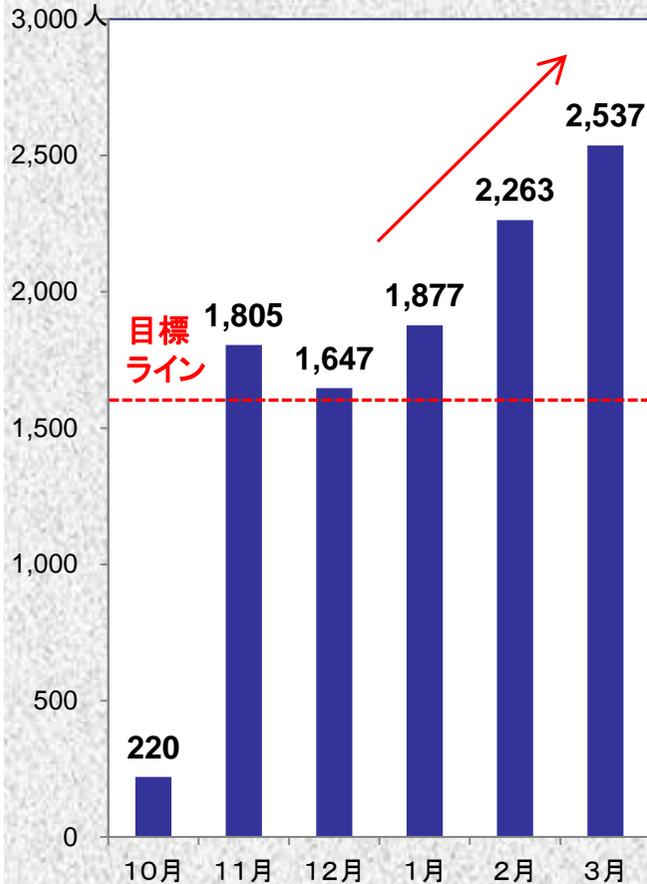


丁寧な個別支援

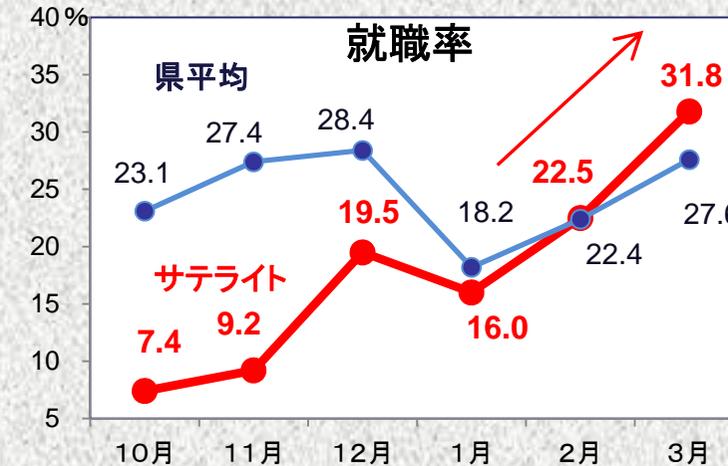
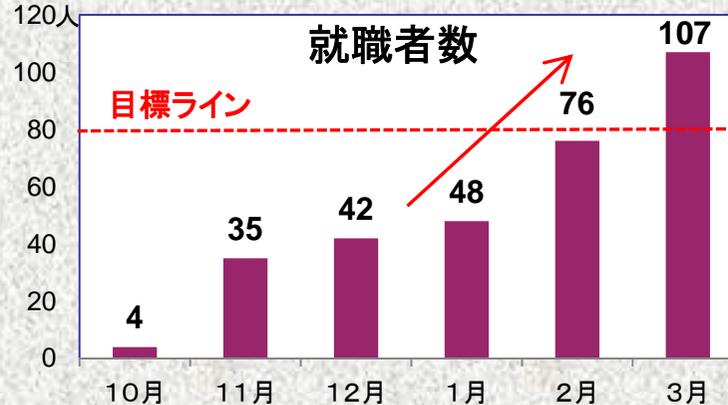
※人事交流により県職員2名(ハローワーク次長、実務研修の相談員)が国のハローワーク業務に従事
※ H25.5.27 若者・女性専門支援コーナーを拡充

■埼玉のハローワーク特区の実績(24年度)

利用者数
10,349人



就職者数 312人
就職率 19.2%



利用者満足度
95.9%

利用者の声

(利用者アンケートから)

- 複数のコーナーが1か所にあって便利
- 19時まで開いていて利用しやすい
- 子ども連れでも安心して相談できる
- 駅から近くて便利

■ハローワーク特区の着実な実施

- ・ 県主導による国・県のサービスの一体的提供 → 県民への就業支援を充実
新たな利用者サービス提供を拡大、求職だけでなく生活面からも同時に支援
- ・ 移管可能性の検証を行い、移管の実現を目指す

地方自治体の職業紹介権限の強化

【現 状】

○ 既に各地方自治体は、若者・女性の支援、医師確保等の施策として「独自の職業紹介事業」や「ハローワークの職業紹介と連携した就業支援事業」を展開

→ しかしながら、国のハローワークと比較すると、機能や権限に限界が存在

課題1

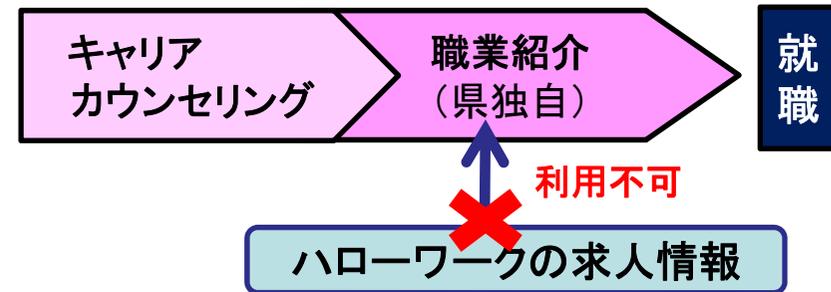
ハローワークの求人情報に基づき、自治体が直接職業紹介（紹介状発行）を行うことができない

- 自治体独自で収集した求人情報は、全国ネットワークのハローワーク求人に比べると情報量が不十分
- 自治体がハローワークの求人を紹介しようとする場合、求人企業から自治体に改めて求人票の提出が必要

例) 埼玉県女性キャリアセンターの場合

- ・ キャリアカウンセリングから職業紹介まで一貫支援
- ・ 現在は県独自で開拓した求人を紹介

↓
ハローワークの求人情報を活用できれば、
よりの確なマッチングとスピーディな就職が可能に



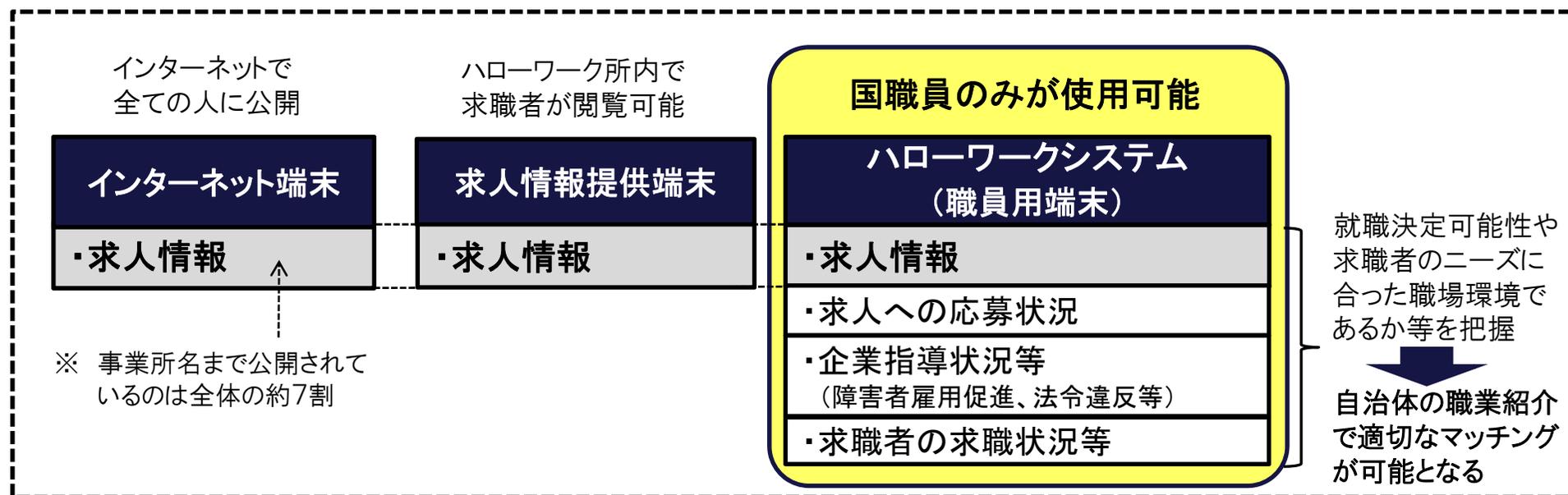
➡ 都道府県職員がハローワーク求人情報に基づき紹介状を発行できる環境を整備すべき

- 都道府県による紹介も雇入れ助成金等の対象とする等の措置も必要
- 都道府県職員のスキルアップのため、職業紹介の研修等の実施も必要

課題2

自治体職員は、詳細な求人情報を閲覧できるハローワーク職員端末の使用が認められていない

- キャリアカウンセリング等で支援している若者等の相談者にハローワーク求人情報に基づき職業紹介するには国への引継ぎが必要
- 県が開拓した求人情報を直接全国ネットワークに掲載することはできず、所轄ハローワークへの依頼が必要



都道府県職員にも、国職員と同様にハローワーク職員用コンピュータ端末の使用を認めるべき

- 自治体の使用方法
 - ①自治体のキャリアセンター内にハローワークのオンライン端末を整備する場合
 - ②オンラインではなくポータブル端末に職員用データをコピーしセンター内、出張相談先で使用する場合 など
 - ・オンライン端末の場合は特に導入に係る費用負担への支援、ポータブル端末の場合はシステムのデータ移行速度及び更新頻度の向上が必要。
 - ・情報提供方法の検討の初期段階から、実際に使用する自治体と協議して進めることが必須。

地方自治体の職業紹介権限強化で可能になる取組

女性の就業支援

例) 子育てのため離職した女性が、復職を希望して県の女性キャリアセンターに相談

◆これまでの支援

- 県では就職に向けた支援を実施
 - ・就職可能性の高い職種等の相談
 - ・介護などの資格取得支援 など
- 幅広い求人情報からの職業紹介はハローワーク利用をアドバイス

◆これからの展開

- 県において、相談・訓練の進捗状況を見据えて、適切な時機に直ちに職業紹介を実施

相談から就職まで一貫した支援が実現

カウンセ
リング

訓練・
研修

職業紹介

産業育成との連携

例) 地元のものづくり企業が県と連携して新産業分野の研究開発を実施。事業化段階に必要な人材確保について県に相談。

◆これまでの支援

- 県は産学官連携による開発プロジェクトを実施
- 人材確保は企業が所轄ハローワークに出向いて求人募集

◆これからの展開

- 県が進める産業振興策と連携して計画的な人材育成、将来を見越した職業紹介を実施

成長産業の育成
(雇用の受け皿)

例) 環境・新エネルギー、
医療など

担い手
の育成

定住促進

例) 東京の大学を卒業後、地方での就職を希望した若者がUJIターンフェアに参加

◆これまでの支援

- 地方の県は地域の魅力や住宅情報などを提供して勧誘
- ハローワークには足が向かず、自力で就職活動

◆これからの展開

- 地方の県において、生活情報等の提供とあわせ、就職も含めた確実な移住支援を実施